

ブロック塀等の除却、改修補助制度について

鳥取市は、国・県と協調し、危険なブロック塀等の倒壊による通行人への被害や避難時の通行の妨げとなることを未然に防止することを目的に除却又は改修を行う所有者に対して補助を行います。



地震で倒壊したブロック塀（出典：（一財）消防防災科学センター）

◆除却・改修工事の補助の対象となるブロック塀等

- ・ 不特定の者が通行する道路（私道を除く）に面する高さが 60cm を超えるコンクリートブロック塀、石積塀、レンガ塀
- ・ 点検表（補助金交付要綱別表第3又は第4）により、建築士又はブロック塀診断士が危険と判断したもの
- ・ 以前に鳥取市からブロック塀の補助金を受けていないもの
（※改修のみの場合は、昨年度に除却の補助を受けたものに限ります）

◆補助の対象工事と補助額

- ① 全部除却又は高さ 60cm 以下になるよう除却（安全が確保できるものに限る）する工事
見積額と基準額（18,000 円/m [36,000 円/m] ※¹に除却する塀の長さを乗じたもの）のいずれか少ない額の **2/3**（千円未満は切り上げ）
ただし、1 敷地につき **避難路沿いは 30 万円 [60 万円] ※**、これ以外は **15 万円 [30 万円] ※** を限度とする。
※ [] 内に掲げる額は、ブロック塀除却に併せて基礎を除却する場合に適用します。
 - ② 危険なブロック塀の除却後に軽量なフェンス・生垣に改修する工事
見積額と基準額（25,000 円/mに除却する塀の長さを乗じたもの）のいずれか少ない額の **1/3**（千円未満切り上げ）
ただし、1 敷地につき **避難路沿いは 20 万円、これ以外は 10 万円** を限度とする。
（※既設・新設を問わず建築用ブロックを基礎とするものは対象となりません）
- ・ 避難路とは、住宅や事業所等から、鳥取市地域防災計画に掲げる避難所や避難場所へ至る経路（私道を除く）をいいます。
 - ・ ①と②を同時に申請する場合の補助額は、それぞれの合計額です。
 - ・ 建築基準法第 42 条第 2 項の指定を受けた道路では、道路中心線から 2m 以内のブロック塀等は道路地盤面まで除却し、新設するフェンス等は道路中心線から 2m 以上のセットバックをすることが必要です。

【計算例】※長さは小数点 2 位以下切り捨て

①ブロック塀の除却（基礎を除却しない場合）

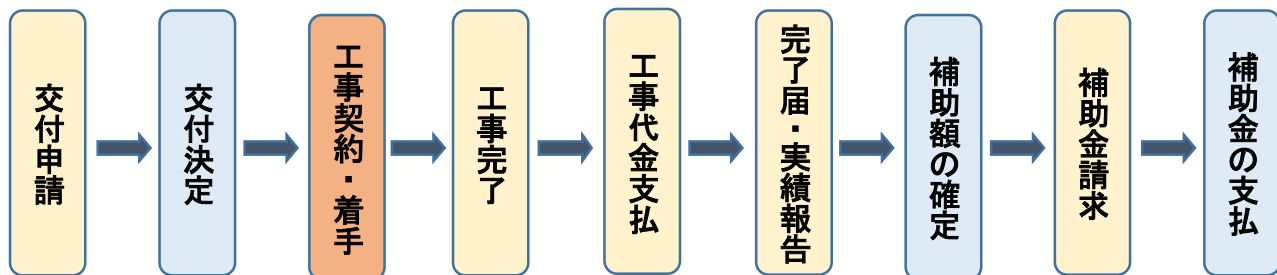
- A：除却工事費用見積額 400,000 円（税込）
B：除却する塀の長さ 20.4m
基準額：18,000 円×20.4m=367,200 円
A と B のいずれか少ない額=367,200 円
367,200 円×2/3=245,000 円（千円未満切り上げ）
C：補助限度額 300,000 円（※避難路沿い）
最も低い 245,000 円が補助金額です。

②軽量なフェンス・生垣へ改修

- D：改修工事費用見積額 400,000 円（税込）
E：改修するフェンス等の長さ 20.4m
基準額：25,000 円×20.4m=510,000 円
D と E のいずれか少ない額=400,000 円
400,000 円×1/3=134,000 円（千円未満切り上げ）
F：補助限度額 200,000 円（※避難路沿い）
最も低い 134,000 円が補助金額です。

●補助制度の流れ等についてはこちらをご覧ください。

◆補助制度の流れ・注意事項



(注意事項) ・ 交付決定日より前に工事の契約又は工事に着手したものは、補助対象になりません

・ 先着順で随時受付け（予算の範囲内）します

・ 令和9年3月上旬までに工事を完了するものに限りします。

◆交付申請時に必要な書類

- ☐ 補助金交付申請書
- ☐ 事業計画書、事業収支予算書
- ☐ 位置図（付近見取図）
- ☐ 配置図（道路とブロック塀の位置関係が分かるように明示）
- ☐ 平面図（除却するブロック塀の高さ・延長等が分かるように明示）
※配置図と平面図は兼ねることができます。
- ☐ 基礎図（既存基礎を除却する場合または新設フェンスの基礎に利用する場合、基礎の形状が分かるように図示）
- ☐ 点検表（補助金交付要綱別表第3又は第4（実施した建築士又はブロック塀診断士の氏名、登録番号等、印（※自署の場合は押印不要）のあるもの）
- ☐ ブロック塀等の写真・撮影方向位置図（全景、ブロック塀の高さ・延長が分かるようメジャー等をあてて撮影したもの、点検表の不適合部分が分かるもの）
- ☐ 見積書（除却費・改修費等内訳の分かるもの、申請人名、日付、代表者印のあるもの）
- ☐ 補助要件チェックリスト
- ☐ 改修工事を行う場合は工事の内容が分かる設計図面、カタログ等の写し

◆工事完了時に必要な書類

- ☐ 補助事業等完了届
- ☐ 実績報告書
- ☐ 事業報告書、事業収支決算書
- ☐ 除却・改修工事の様子がわかる写真・撮影方向位置図（全景、軽量フェンス等の高さ・延長が分かるようにメジャー等をあてて撮影したもの、基礎の除却が確認できるもの、セットバックした場合は道路中心線からの距離が分かるもの）
- ☐ 工事費領収書の写し（申請人名、ただし書き等に「ブロック塀除却工事代金」等の記載のあるもの）
- ☐ 請求書、口座振込依頼書（補助額確定後の補助金の振込先になります）

【ご相談・問い合わせ先】

鳥取市幸町71（本庁舎 5階 51番窓口）

鳥取市役所 都市整備部 建築指導課 ☎ (0857) 30-8362

※補助金の申請様式等は鳥取市ホームページからダウンロードできます

鳥取市 ブロック塀

🔍 検索



鳥取市HPはこちらから